

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の解釈及び運用

条例第1条（目的）関係

（目的）

第1条 この条例は、土砂の搬出について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図ることを目的とする。

一部改正〔令和6年条例79号〕

【趣旨】

- 1 本条は、この条例の制定趣旨、対象範囲及び目的を明らかにしたものであり、この条例の各条文の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることになる。
- 2 この条例は、平成11年の制定以来、「県土の秩序ある利用」と「県民の生活の安全の確保」という2つの目的を達成するために、土砂の発生から処分に至るまでの各段階、即ち、土砂の搬出、搬入、埋立て・盛土等の堆積行為の各段階において、土砂の適正な処理を推進させることを目的としてきた。

その後、令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行（令和5年5月）されたことを踏まえ、同法と重複する土砂埋立行為の許可制度（改正前条例第8条～第19条、第25条～第26条の3、第30条～第32条）及び土砂搬入禁止区域制度（改正前条例第20条～第22条）を廃止する改正を行い、令和7年4月1日に施行した。規制目的についても、宅地造成工事や土石の堆積等に伴う災害防止は同法により規制されることから、本条例の目的を「県土の秩序ある利用」に限定する見直しを行ったものである。

- 3 この条例は、土砂の適正処理を促進するために必要な規制を行うものであり、土砂の工事間利用やリサイクル等必要な資材としての土砂の利用を妨げるものではない。

また、この条例は、建設工事等から発生する「建設発生土」を含めた「土砂」を対象としていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものである。

- 4 土砂自体は、廃棄物のように危険性があるというものではないことから、土砂の運搬については、道路交通法等の関係法規を遵守すれば安全が確保されると考えられるため、この条例の規制対象とはしていない。

また、土砂が有害物質等に汚染されている場合等も考えられるが、土壤汚染等については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）が制定されており、その中で一定の規制措置が行われていることから、土砂の運搬と同様にこの条例の規制対象とはしていない。

【解釈及び運用】

- 1 この条例の対象とする土砂とは、土、砂、礫、砂利の集まったものであるが、岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、この条例を適用するものである。
- 2 「土砂の搬出」とは、建設工事の区域の現場や他の場所への搬出を

目的とする土砂埋立行為に係る土砂埋立区域（以下「ストックヤード」という。）からそれ以外の区域へ土砂を運び出すことをいう。従って、建設工事の区域外への土砂の搬出入を伴わない工事現場内での切盛りやストックヤード内の土砂の移動は対象としていない。

3 「埋立て」とは、土地への土砂の堆積とこれに付随して行われる土地の整地等の行為をいう。

4 「県土の秩序ある利用」とは、この条例や各法令の手続を行うことにより、土砂の不法投棄等を防止し、県土を有効利用されることである。

条例第2条（定義）関係

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 元請負人 発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。
- (3) 土砂埋立行為 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。
- (4) 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいう。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例で使用されている用語のうち、特に重要な意味を持つもの、頻繁に使用されるものについて規定したものである。
- 2 市町村のいわゆる残土条例では、切土についてもこの条例でいう「土砂埋立行為」に含めて対象としているが、この条例は、土砂の適正処理を促進するため、即ち、他の場所から搬入される土砂を対象に、その土砂を適正に処理させるために制定したものであること、また、切土については土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）により一定の規制が行われていることから、この条例の対象とはしていない。

【解釈及び運用】

- 1 この条例の「建設工事」は、掘削、浚渫等の土砂を掘削する工事だけでなく、土木一式、建築一式等の建設業法の別表第一上欄に掲げる工事をいう。従って、砂利、岩石、土の採取についても、土地の掘削が伴うことから建設工事に該当する。
- 2 「元請負人」とは、建設工事の発注者から、直接その建設工事の施工を請け負った建設業者を指すものである。従って、発注者が複数の建設業者と契約を結ぶ共同企業体の場合は、共同企業体の構成員すべてが元請負人となる。
また、例えば、土木工事と建築工事等、工事を分割して発注する場合は、土木工事、建築工事の受注者の両方とも元請負人であるが、条例第4条が処理計画の作成及び処理計画の届出の義務を課するのは、建設工事に伴って500立方メートル以上の土砂を当該建設工事の区域以外に搬出しようとする元請負人である。
- 3 「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」とは、例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設するような場合を想定している。
- 4 「土砂埋立行為」とは、土地へ土砂を堆積する行為であることから、土砂で山間部の谷地を埋立てる、「発生土受入地」といわれているものだけではなく、農地や宅地の造成、ストックヤード等も対象とするものである。
- 5 「土砂埋立行為」は、「土地」への土砂を堆積することであるため、当然のこととして、海面等の公有水面の埋立て行為や海底面において行う埋立て等については、「土砂埋立行為」に含まない。

6 砂利、岩石、改良土等の製品や加工前の原材料としての土砂の土地への堆積については、「土砂埋立行為」に含まれる。ただし、砂利や岩石の製品や原材料の搬出及び堆積は、第4条第1項及び第9条第1項のただし書により処理計画の届出や土砂埋立行為の許可を不要としているが、改良土の原材料としての土砂の搬出や堆積は、製品の原材料に含めず、この条例の対象となるものである。

7 「土砂埋立区域」とは、土砂を直接堆積する土地の区域だけではなく、周辺に設置される進入路、排水施設等の土砂埋立行為に関連する一団の土地の区域をいう。

条例第3条（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）関係

（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）

第3条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事に伴って生ずる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

【趣旨】

1 一般に、通常の建設工事では、元請負人が処理費用を考慮して搬出先等を決定しており、一部の建設工事を除き発注者が搬出先等の決定に関与していることが少ないとから、土砂の搬出先等の確認等による土砂の適正処理の促進については、工事全般を管理している元請負人に行わせることとした。

しかし、建設工事の発注者も土砂を発生させる原因者であり、かつ、設計の内容や土砂の処分費を含めた工事経費の最終的な負担をする立場にあることから、土砂を適正に処理する責任の一端があると考えられるため、この条例では、発注者が元請負人に対して土砂の適正な処理を指示することを明示し、発注者に土砂を適正に処理することが必要であることを認識させるため、本条の規定を設けたものである。

2 本条は、発注者に対して搬出先や処理方法などを元請負人に対して具体的に指示することを義務付けたものではないが、土砂の適正処理を促進するためには、発注時に適正な搬出先を指定するなど、発注者として積極的に関与することを求めているものである。

【解釈及び運用】

1 「発注者」とは、公共工事、民間工事を問わず建設工事を注文する者をいう。条例第2条第2号では、「発注者」について「建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者」としている。従って、元請負人が受注した工事をさらに下請人に発注した場合には、当該元請負人と下請人との関係は、発注者と請負人との関係であるが、この条例では発注者とはならない。

2 「元請負人」とは、条例第2条第2号で規定する者である。

3 「土砂の適正な処理を指示する」とは、発注者が、元請負人に対してこの法令や他法令の手続を遵守するよう求めることや元請負人に対して処理計画の届出や許可を受けている場所へ搬出するよう求めることを想定している。

第4条（処理計画の作成等）第1項関係

（処理計画の作成等）

第4条 元請負人は、建設工事に伴って生ずる土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画（以下「処理計画」という。）を定め、規則で定める図書を添えて、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。）の搬出
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (4) その他規則で定める土砂の搬出

一部改正〔令和6年条例79号〕

規則第2条

（処理計画書）

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定による届出は、処理計画書（第1号様式）により行うものとする。

規則第3条

（処理計画書の添付図書）

第3条 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（条例第4条第2項に係る届出にあっては、土砂埋立区域）の位置及び区域を示す図面
 - (2) 搬出先の位置及び区域を示す図面
 - (3) その他知事が必要と認める図書
- 2 再生資源利用促進計画（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第2条第2号に規定する再生資源利用促進計画をいい、同令第8条第4項に規定する書面を含む。以下同じ。）を作成した者又はストックヤード運営事業者（ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第2条第3項に規定するストックヤード運営事業者をいう。以下同じ。）が条例第4条第1項又は第2項の規定により届出を行おうとする場合は、前項各号に掲げる図書のほか、処理計画書に再生資源利用促進計画又は同告示第10条第1項の規定によりストックヤード運営事業者が作成する書面（以下「搬出先適正確認記録」という。）を添付することができる。

一部改正〔令和5年規則43号・令和7年規則14号〕

規則第4条第1項

(処理計画の届出を要しない土砂の搬出等)

第4条 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出
- (2) 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの

【趣旨】

- 1 条例第4条第1項は、建設工事において発生する土砂の適正処理を促進するため、処理計画の作成と知事への届出を義務付けたものである。
- 2 処理計画の作成については、土砂の搬出等についても建設工事の施工管理の一環であること、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）においても500立方メートル以上の建設発生土を発生させる場合には、元請負人に再生資源利用促進計画書の作成を義務付けていること、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省建経発第3号）においても、元請負人は建設発生土の工事間利用ができず受入地において埋め立てる場合は、受入地の関係者と打合せを行うこととされていること、土砂と処理形態が類似している廃棄物におけるマニフェストの交付は、元請負人に義務付けられていること等から、この条例でも元請負人に対して処理計画の作成を義務付けたものである。
- 3 県内21市町で制定していた条例のうち、13市町で500立方メートル以上の土砂搬入を行う場合を許可の対象としていたこと等を考慮して、500立方メートル以上の土砂を搬出する場合には処理計画の届出を要することとしたものである。
- 4 令和3年に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法盛土の発生を防止し建設発生土の処理の適正化を図るため、国は、宅地造成等規制法の改正と併せて「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）の関係政省令を改正し、一定量以上の土砂搬出をする場合に作成する「再生資源利用促進計画」等の対象工事を拡大した。

促進法にもとづく当該計画の記載事項は、搬出する土砂の数量や搬出先に係る事項など条例による届出事項と一部重複が見られることから、令和6年度の条例・規則改正にあたっては当該計画をもって処理計画書の提出に代えることも検討したが、促進法では自治体への届出制度が設けられていないという課題があった。このため、引き続き、搬出に着手するより前の早い段階で不適正な搬出を覚知し、搬出先の適正化を図るこれまでの取組みを続けるため、条例による届出制度を存置することとしたものである。

ただし、申請者に対し、類似した書面を作成する負担の軽減を図る必要があること、促進法と土砂条例はともに土砂の搬出先の適正化を目的とする一連の法体系に属する関係にあることを踏まえ、促進法にもとづく再生資源利用促進計画等を添付書類として提出可能としたうえで、記載が重複すると認められる事項については、規則第6条第2項・第7条第6項・第8条第2項の規定により、「処理計画書」等条例にもとづく届出様式への記載を不要とした。

また、令和7年4月1日から盛土規制法による規制開始にあたって、本県では全域（政令・中

核市を含む。)について「盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの」から許可の対象としており、従来の市町条例による規制レベルを維持していることから、令和6年度の条例・規則改正にあたっても処理計画の届出対象は従前のとおりとした。

- 5 第2号で採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂の搬出を除いたのは、当該土砂については、コンクリート用骨材や道路用碎石等の製品に用いられるものであり、適正に処理することが見込まれるためである。
- 6 第3号で災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出を除いたのは、緊急に行われるものであり、届出を行う時間的余裕がないことを考慮したものである。
- 7 本県内で行われる建設工事を対象としているため、搬出先が県外であっても、処理計画の届出が必要である。

【解釈及び運用】

1 土砂の搬出を伴う建設工事は、通常、土地の区画形質の変更を伴うことから、市町村や県の開発担当部局でまず第一に把握されることが多いため、日ごろからこれらの担当部局と連絡を密にして、元請負人等に指導を行うようにするとともに、情報の把握をすることが必要である。

2 「建設工事の区域」は、原則として、工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした設計図等に示されている施工区域とする。1つの建設工事が複数の元請負人に分割して発注された場合は、各々の工事契約ごとに建設工事の区域が異なることから、500立方メートル以上の土砂の搬出がある建設工事について、届出をしてもらうことになる。

しかし、一つの工事契約であっても、契約内容からみて、一つの建設工事の区域とみなすことができない場合もあり、一つの建設工事の区域に該当するか否かは、当該建設工事が一体の土地で行われているか否かで判断する。

例えば、一つの工事契約の内容が土砂の掘削とその掘削された土砂を使用して埋立工事を行うものである場合、掘削する土地と埋立を行う土地が隣接しており、そこに土砂を搬出する場合は、一つの建設工事の区域とみなせるが、掘削地と埋立地の距離が離れており、一体の土地と見なせない場合は、一つの建設工事の区域とみなすのではなく、二つの建設工事を一つの契約にしたものであるので、建設工事の区域ごとに処理計画の届出が必要か否かを判断する。

また、一定地域の道路補修工事を年間契約で請け負った場合は、施工箇所ごとに500立方メートル以上の土砂の搬出があるか否かを判断する。

3 1つの工事が分割発注され、同一の元請負人が接した工区を受注した場合、両方の工事を併せて搬出する土砂の数量が500立方メートル以上となった場合であっても、工事契約は異なることから各々の建設工事から搬出する土砂の搬出量が、それぞれ500立方メートル未満の場合は処理計画の届出は不要である。

また、工事区域が隣接しており、全体では一つの工事とみなせる工事を同一の元請負人が施工する場合であっても、発注者が異なり別の工事契約を行っている場合には、併せて500立方メートル以上となる場合であっても処理計画の届出は不要である。

しかし、同一の元請負人が請け負った一つの工事の工区を分けて施工する場合は、あくまでも施工計画上の問題であるので、設計段階で発生土の搬出予定量が工事全体で500立方メートル以上となる場合は、処理計画書の提出をしてもらうことになる。この場合において、

最初の工期では工事全体の土砂の搬出先が未定である場合には、土砂の搬出を見込んでいる搬出先を記入してもらい、搬出先が決定した時点で、変更届を行うものとする。

- 4 処理計画の提出は、県内の全ての建設工事に適用されるので、県内の東京湾、相模湾、相模湖等の湖沼の区域における浚渫工事において500立方メートル以上の土砂を搬出する場合も、処理計画の届出を要する。
- 5 処理計画の届出は、処理計画書（第1号様式）で行う。具体的な記載事項については、条例第4条第3項関係に記載している。
- 6 届出の収受後は、速やかに当該搬出先が土砂を適正に処理するうえで適當でないと認められる場所に該当するかどうかを確認する。

「土砂を適正に処理するうえで適當でないと認める場所」については、第6条で詳しく述べるが、その判断は、原則として処理計画書に記載された搬出先に係る法令の許可番号等の記載により行うことになる。

- 7 処理計画書に記載された搬出先が、土砂を適正に処理するうえで適當でないと認めた場合には、その旨を相手方に指導すると共に、指導に応じない場合には勧告を行うこととする。なお、指導等に従い改めて搬出先を変更する場合には、条例第5条第1項に基づく変更届を提出させるものとする。
- 8 本項の「規則で定める図書」とは、規則第3条各号に定めている。このうち、「建設工事（土砂埋立区域）の位置及び区域」、「搬出先の位置及び区域」を示す図面については、それぞれの場所を確認するために添付するものであるため、縮尺については、適宜でよい。なお、標準的なものについては、申請の手引きで示している。また、第3号に掲げる「その他知事が必要と認める図書」とは、土砂を適正に処理するうえで適當と認められる場所に該当するか否かを判断できない場合、例えば、処理計画書に法令の許可番号等の記載がない等の場合に搬出先に係る契約書の写し等の提出を求めることが考えられる。
- 9 第2号の採石法又は砂利採取法の認可区域から採取された土砂は、通常、廃土、廃石を含んでいることから、この廃土、廃石を分離しない状態で搬出する場合には、「採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂」として当該処理計画の作成は不要であるが、廃土、廃石を分離して搬出する場合には、当該廃土、廃石については処理計画の作成が必要である。同様に、表土のみを搬出する場合は、処理計画の作成を要するものである。

処理計画は、岩石採取又は砂利採取の認可期間に合わせて作成することとする。

- 10 第3号の届出を要しないものは、自然災害等により流出した土砂を除却する必要がある場合など、災害の復旧のために必要な応急的に行われる工事により発生した土砂の搬出を対象としており、通常の防災工事を行う場合や許可基準に違反して土砂が埋め立てされることにより土砂を除却する等の措置を行う場合は、対象とはならず届出を要するものである。

- 11 第4号の「その他規則で定める土砂の搬出」は、規則第4条第1項で定められている。

規則第4条第1号の土砂について届出を不要としたのは、同一の事業区域、同一の事業所内で土砂を処理するものであり、当該区域外で土砂が処理されることがないためである。

このうち、「土地の造成その他事業の区域」とは、原則として事業を行うため法令により許可又は認可を受けた一つの区域をいう。また、各々別の法令の許可等を受けた事業区域や許可等を受けていない土地で行われる事業であっても、事業者の同一性、物理的近接性、

時期的近接性、機能的一体性があり、同一の事業とみなすことができる場合には、本号に該当する。

例えば、事業者Aが、土地甲の埋め立て工事を行うために甲に隣接する土地乙の土砂を掘削して甲の埋立てに使用する計画で、その工事が同一の時期に行わる場合は、土地甲、乙の事業を一つの事業区域とみなし、乙の土砂の搬出については、届出を不要とすることができるものである。また、「工場その他事業場の区域」とは、工場の敷地等当該事業のため一体として利用されている土地の区域をいう。

12 規則第4条第1項第2号の「土砂の処理が適正に行われるもの」としてあらかじめ知事が認めるのは、次の条件を全て満たす場合である。

- (1) 発注者が土砂の搬出先を指定する建設工事であって、適正な搬出先であることが確認されたもの
- (2) 残土券による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの

同号の適用を受けようとする者は、申請に係る土砂を搬出しようとする日から起算して30日前までに、当該建設工事の建設工事の区域を管轄する土木事務所長又は治水事務所長に対して建設工事ごとにあるいは一括して申請し、土木事務所長又は治水事務所長の承認を受けなければならない。当該申請が行われない場合や承認されない場合は、本号に該当せず、原則に戻って処理計画を届出することになる。なお、この申請の取り扱いについては、平成11年9月30日付け建業第125号建設業課長通知で定めている。

13 建設工事の区域が2以上の土木事務所長又は治水事務所長の所管区域にまたがる場合は、当該建設工事の区域を最も広く所管する土木事務所長又は治水事務所長に対して行うことになる。（規則第1条参照）

14 処理提出期限までに500立方メートル以上の土砂搬出計画がなく、期限後に500立方メートル以上の搬出が必要であることが判明した場合には、条例第5条第3項の規定により処理計画補完書を提出することになる。

15 700立方メートルの土砂搬出を見込んで処理計画の届出を行ったが、土砂を建設工事の区域内の盛土に使用したため、搬出量が490立方メートルとなった場合など、届出時には500立方メートル以上の土砂の搬出を予定していたが、届出後、500立方メートル未満となった場合、条例第7条により処理結果（廃止）報告書（第5号様式）の届出を行うものである。この場合、処理結果（廃止）報告書の「その他参考となる事項」の欄にその旨を記載するものとする。

16 提出部数は、規則第26条で正副合わせて2部と規定している。（この条例及び規則に係る届出部数は、全て2部となっている。）届出があった場合には、正副両方に收受印を押した後收受番号を記載して、副本を届け出をした者に返却する。以後、変更届や処理結果報告について、この收受番号により管理することになる。

17 処理計画書は、土砂の搬出をする日の20日前までに届け出なければならない。なお、この日数は、搬出日当日を含むものである。例えば、30日が土砂の搬出日であった場合、処理計画書は、当月の10日までに届け出る必要がある。

条例第4条第2項関係

2 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出（前項の建設工事の区域からの搬出を除く。）するときは、当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日までの間に係る処理計画を定め、規則で定める図書を添えて、当該処理計画に係る月の前月の20日までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (4) その他規則で定める土砂の搬出

一部改正 [令和6年条例79号]

規則第4条第2項

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出
- (2) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出
- (3) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

規則第5条

(公共的団体)

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団
 - (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
 - (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (4) 独立行政法人水資源機構
 - (5) 独立行政法人空港周辺整備機構
 - (6) 独立行政法人都市再生機構
 - (7) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (8) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (9) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている財団法人又はその資本金その他これに準ずるものとの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めた者
- 2 前項第10号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成12年規則98号・15年125号・16年13号・48号・64号・17年140号・18年68号・20年87号・24年83号・令和3年16号〕

【趣旨】

1 建設工事の区域から土砂を搬出する場合、土砂の有効利用等のために一時的に当該建設工事の区域外にストックし、搬入工事が決定してから搬出する場合がある。このような場合は、元請負人は最終的な搬出先を知り得ないことから、搬出先としてストックヤードの位置を記載することになるが、ストックヤードへ搬入された土砂については、さらに他の場所へ土砂が搬出されることが明らかである。

そこで、土砂の適正処理を促進するため、ストックヤードへ搬入された土砂の搬出についても、当該土砂埋立行為を行っている者に対し、処理計画の作成及び知事への届出を義務付けたものである。

2 処理計画の届出の対象期間を月間としたのは、ストックヤードにおいては、土砂の搬出入が繰り返し行われているため、期間を限定する必要があること、また土砂の搬出量は、搬出元の工事の進捗状況等により変動するため、長期にわたる処理計画は事業者としても捉えきれないことを考え、月間としたものである。

【解釈及び運用】

- 1 ストックヤードは、建設工事により発生する土砂を仮置するために設置されることが多いことから、建設工事の申請窓口である市町村や県の開発担当部局などと連絡を密にして、元請負人等に指導を行うようになるとともに、情報の把握をすることが必要である。
- 2 本項の対象は、ストックヤードから土砂を搬出する場合であって、ストックヤード内の土砂の移動は除かれる。
- 3 「前項の建設工事の区域からの搬出を除く」とは、建設工事の区域内で一時的に土砂を仮置きした後、当該仮置場から搬出する場合は、既に第1項で処理計画の届出を行っているため、第2項の届出を不要とするものである。

また、建設工事の区域から搬出する土砂を建設工事の区域外で一旦ストックし、そこからさらに搬出する場合は、第1項に基づく処理計画と第2項に基づく処理計画の2種類の届出が必要となるが、元請負人自らが一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該建設工事の処理計画書に仮置場の位置、設置期間、許可番号等が記載されている場合には、第2項の届出を不要とするものである。

- 4 ストックヤードの面積にかかわらず、届出が必要となるのは、月間の土砂の搬出量が500立方メートル以上の場合である。届出は、「前月の20日まで」であり、第1項の「当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに」とは異なる点に注意を要する。例えば、5月1日から5月31日までの間に係る処理計画については、4月20日までに届出を行うことになる。

- 5 第2号の「規則で定める公共的団体」とは、規則第5条に列挙している団体である。

これらの団体が自ら設置するストックヤードからの土砂の搬出については、工事間の利用等に用いられることが多く、各団体が責任をもって行えることが期待できることから適用除外としたものである。なお、規則第5条第1項第1号から第16号までの各公団等が行う開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）の許可是不要となっている。また、一部事務組合は地方自治法（昭和22年法律第67号）の地方公共団体に包括されている。

都市計画法では、次の公団、本州四国連絡橋公団、阪神高速道路公団の行う開発行為については、許可不要としているが、これらの公団は、本県内で事業を行う可能性はないことから、あえて規則でも記載していない。

- 6 第3号の「災害復旧のために必要な応急的措置として行う土砂の搬出」とは、前項第3号で定める土砂の搬出と同じである。

- 7 第4号の「規則で定める土砂」とは、規則第4条第2項各号に定めている。

規則第4条第2項第1号の製品とは、例えば、ガラスの原材料である珪砂やセラミックや陶器等の原材料の粘土等である。また、第2号で適用除外する土砂は、土砂改良プラントから搬出された土砂であり、商品として販売されていても何ら加工が行われずそのまま販売される黒土や鹿沼土等や土砂改良プラントへ搬入する前の土砂等は、適用除外とはならない。なお、再生碎石プラントで処理された再生碎石については、原材料のコンクリート塊等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規制を受けることから土砂とは考えにくいため、プラント等から搬出する時点やそのまま堆積している時点では、この条例の対象外である。

規則第4条第2項第3号については、規則第4条第1項第1号と同様の理由から適用除

外とした。

- 8 土砂を堆積する場所の面積が1,000m²以上の場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定により届出が必要な場合があるので、市町村や地域県政総合センター等の担当部局へ相談するよう指導を行うことが必要である。

条例第4条第3項関係

- 3 処理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 建設工事の名称及び内容（第1項に係るものに限る。）
 - (3) 建設工事（前項に係るものにあっては、土砂埋立区域）の位置及び区域
 - (4) 搬出する土砂の数量
 - (5) 土砂を搬出する期間
 - (6) 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項

規則第6条

（処理計画書の記載事項）

第6条 条例第4条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂の搬出先の位置及び区域
- (2) 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (3) 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 第3条第2項の規定により処理計画書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付した場合にあっては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画書への記載を省略することができる。

一部改正〔令和7年規則14号〕

【趣旨】

- 1 本項及び規則第6条は、処理計画に記載しなければならない事項を定めたものである。
- 2 処理計画を届出させる目的は、発生段階から土砂の搬出先を確認し、搬出先が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認める場合には、適正な搬出先へ変更するよう指導するためのものであることから、土砂の発生場所である建設工事やストックヤードに係る事項のほか、土砂を搬出する場所が適正であるかどうかを判断するための事項について記載を求めたものである。
- 3 事業者の負担軽減を図るために、規則第3条第2項の規定により促進法にもとづく再生資源

利用促進計画等が添付書類として提出された場合、記載が重複すると認められる事項については処理計画書への記載を不要とした。

【解釈及び運用】

- 1 第1号の「氏名」とは、第1項の場合は元請負人の、第2項の場合はストックヤードの土砂埋立行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載させるものとする。

建設工事の場合の届出者は、現場代理人等ではなく、工事契約の当事者として記載した者等土砂の搬出を含む工事全体について最終的な責任が負える者を記載させるものとする。同様にストックヤードの場合の届出者についても、各法令の許可を受けている場合には、許可を受けている者の氏名を記載させるものとする。

- 2 第2号の「建設工事の名称」とは、当該工事の工事名、事業名等である。例えば、「○○マンション建設工事」など、当該建設工事の概要がわかる名称を記載させるものとする。なお、第2項の土砂の搬出の場合に記載不要としたのは、第2項がストックヤードからの土砂の搬出であることから、建設工事の名称等を記載することができないためである。

なお、処理計画書の建設工事の内容の項目のうち、「概要」を記載する欄については、「R C 5階建て 1棟 建築面積 ×××m²」などと記載させるものとする。

- 3 第3号の「建設工事の位置及び区域」とは、原則として地番を記載されることになるが、地番が分からぬ場合には住居表示の番号でもよい。地番が複数の筆に分かれる場合には、代表的な地番を記載させるものとし、残りは「ほか」と記載せるものとする。なお、第2項にあっては、ストックヤードの位置及び区域を記載せるものとする。

- 4 第4号の「搬出する土砂の数量」とは、建設工事の場合は、建設工事の土砂を当該建設工事の区域外に搬出する土砂の数量を記載させ、ストックヤードの場合は、届出に係る月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量を記載せるものとする。

なお、この条例の「土量」は、すべて平均断面法等により積算した土量である。

- 5 第5号の「土砂を搬出する期間」とは、当該建設工事の土砂を当該建設工事の区域から処理計画書に記載した場所に全て運び入れるのに必要な期間であり、当該建設工事の請負期間ではない。ただし、ストックヤードからの搬出の場合にあっては、月単位である。

- 6 第6号の「規則で定める事項」は、規則第6条各号で定められている。

規則第6条第1号については、土砂の搬出先の相手方に確認するなどして当該地の地番を記載させる。地番がわからぬ場合には、住居表示の番号でもよい。地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載せるものとする。

- 7 規則第6条第1項第2号については、土砂埋立行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載する。ただし、当該地が法令等の許可等を受けて土砂埋立行為を行っている場所の場合には、当該許可等を受けた者の氏名（法人の場合は名称）を記載するものとする。

- 8 規則第6条第1項第3号で記載する法令等の許可等の状況にかかる法令については、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の許可や都市計画法の許可等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。ただし、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を処理計画書（第1号様式）の「その他参考となる事項」に記載するものとする。記載に当たつ

ては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載することになる。また、搬出先が複数の法令の許可等を受けている場合には、処理計画書の「その他参考となる事項」又は別紙にその許可状況を記載する。

- 9 規則第6条第4号で規定する「その他知事が必要と認める事項」とは、8で述べた場合のほかに、条例第4条第2項の【解釈及び運用】3で述べたように、建設工事の区域から搬出先までの間に専用の土砂の仮置場を設置する場合に、仮置場の位置、仮置期間、法令の許可番号等を記載させることなどを想定している。
- 10 規則第6条第2項で規定する「処理計画書への記載を省略することができる」とは、添付書類として提出された再生資源利用促進計画等の「搬出先名称」や「搬出先場所住所」等と記載が重複すると認められる届出記載事項については、処理計画書の搬出先に係る事項（位置及び区域や埋立行為を行う者の氏名又は名称等）の記載を不要としている。

条例第5条（処理計画の変更等）第1項、第2項関係

(処理計画の変更等)

第5条 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

規則第7条第1項、第2項、第3項

(処理計画の変更等)

第7条 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による届出は、届出に係る土砂の搬出をしようとする日の前日までに行わなければならない。

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 搬出する土砂の数量の20パーセント以内の増加又は減少
- (2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長（条例第4条第1項に係る土砂の搬出に限る。）
- (3) 前条第1項第2号に掲げる事項の変更

一部改正〔令和7年規則14号〕

【趣旨】

- 1 提出した処理計画書の内容を変更しようとする場合には、行政としてもその変更の事実を把握しておく必要がある。特に搬出先に係る事項の変更については、土砂を適正に処理する上で不適当と認めるとときには勧告を行うこととしているため、変更届を提出させることとしたものである。
- 2 この届出の提出については、工事間利用等の土砂の適正処理に当たる場合で、急に土砂が必要となった場合等や行政側の指導又は条例第6条の勧告に従って変更した場合に、一定期間土砂の搬出ができないことは、元請負人等に経済的な不利益をもたらすとともに、過重な負担を課すおそれがあるため、変更しようとする日の前日までに行えばよいこととした。
- 3 変更届は、原則として変更しようとする前に提出するものであるが、氏名等の変更については変更後でなければ出せないこと、また軽微な変更については、行政としてその事実を把握しておく必要性が薄いため届出を不要とした。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、処理計画の届出をした者が、条例第4条第3項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、本項のただし書に該当する場合を除き変更の届出を行なわなければならないことを規定している。届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行う。

該当する項目は、

- (1) 建設工事（土砂埋立区域）の位置及び区域（第3号）
- (2) 搬出する土砂の数量の20パーセントを超える増減（第4号）
- (3) 3月を超える土砂を搬出する期間の延長（第5号）
- (4) 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項（第6号）

である。

2 第1項のただし書に定める「変更」とは、規則第7条第3項に規定している事項である。

第1号の変更は、設計図面による掘削量と実際に掘削した場合の量の違いを勘案したものであり、また第2号の変更は、天候等による工期の延伸や搬出先の氏名等の変更等については処理計画が事前に届け出るものであることから、正確に把握することが困難であったり、軽微なものであることから、変更する事項がこれらに該当する場合は、変更の届出を不要とし、事業者の負担の軽減を図った。

なお、第2号に掲げる3月以内の期間の延長については、条例第4条第1項の建設工事の区域から搬出する場合のみが対象となり、ストックヤードからの土砂の搬出に係る処理計画の場合には適用されない。

また、第3号の「前条第2号に掲げる事項」とは、土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地のことであるが、これは、搬出先の会社の名称や住所等の変更であって、搬出先自体を変更する場合は、規則第6条第1号の変更に該当することになり、変更届を要する。

3 第2項は、処理計画書を提出した者が会社名を変更したり、代表者が変わった場合や建設工事の名称を変更したり、建築面積等の内容を変更した場合等を想定している。

条例第5条第3項、第4項関係

3 元請負人又は土砂埋立行為を行う者は、前条第1項又は第2項の届出をなすべき日ににおいて搬出する土砂の数量が同条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量に満たない場合であって、同日後においてこれらの数量を超えて土砂を搬出するときは、規則で定めるところにより、氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の届出をした者について準用する。この場合において、第1項中「同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項」とあるのは「届出に係る規則で定める事項」と、第2項中「同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項」とあるのは「氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）」と読み替えるものとする。

規則第7条第4項、第5項、第6項

- 4 条例第5条第3項の規定による届出は、処理計画補完書（第4号様式）により、条例第4条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量を超えて土砂を搬出する日の前日までに行わなければならない。
- 5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
 - (2) 搬出する土砂の数量
 - (3) 土砂を搬出する期間
 - (4) 前条第1項各号に掲げる事項
- 6 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第5条第3項の規定により届出を行おうとする場合は、処理計画補完書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項のうち前項各号に掲げる事項と重複すると認められる事項については、それぞれ同項各号に掲げる事項とみなし、処理計画補完書への記載を省略することができる。

一部改正〔令和7年規則14号〕

【趣旨】

- 1 第3項は、当初の段階では500立方メートル以上の土砂搬出計画がなく、提出期限後計画を変更して500立方メートル以上の搬出することが判明した場合に届出をさせることとしたものである。
- 2 建設工事の区域からの土砂の搬出については、計画と実績との間の差異はさほど生じないと思われるが、ストックヤードについては、前月の20日までに届け出をさせることとしているため、届出日以降に建設工事等から土砂を受け入れることになり、敷地等の関係から土砂を搬出せざるを得ない状況になったり、土砂の搬出先を探していたところ搬出先が決まった場合に、前月の20日までには計画がなかったとして届出を免除することは無計画な土砂の処理を認める結果になりかねないことから、土砂を適正に処理させるという条例の趣旨に鑑み、本項の規定を設けたものである。
- 3 第4項は、第1項、第2項と同様に第3項の届出をしたもののが、その内容に変更が生じた場合には、変更届を提出させることとしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 実際に現地を掘削したところ、届出前に想定した条件と異なり掘削範囲を拡大せざる得ない場合、例えば、設計時にはなかった軟弱地盤があることが判明し、当該箇所を掘削する必要が生じたため、搬出土量が500立方メートル以上となることが判明した場合や搬出先の工事の進捗により、当月のストックヤードからの土砂の搬出量が500立方メートル以上となることが、月の半ばに判明した場合など、届出すべき時点で予想し得なかつた後発的な事情により500立方メートル以上の土砂を搬出する場合には、それが判明した時点で届出をさせるものである。
- 2 第3項に基づく届出は、処理計画補完書（第4号様式）により行う。

この届出は、当初、500立方メートル未満の土砂の搬出であったものが、その後の事情で搬出量が変更となり、500立方メートル以上となることが判明した時点で行うことになるため、土砂の搬出前のみならず、土砂の搬出を開始後に判明する場合も考えられる。

従って、届出書においては、既に土砂を搬出している場合、「搬出する土砂の数量」については、既に搬出した土砂を含めた全体数量を記載し、括弧内に搬出済の土砂の数量を記載することとし、「搬出先に係る事項」については、届出前の搬出済の分と届出後の搬出予定分とを分けて記載させるものである。

- 3 第3項による届出の場合は、搬出済みの分も含め、土砂の搬出先が土砂を適正に処理する上で不適当と認めるとときは、第6条に基づき当該土砂について適正な処理を行うよう、勧告を行うことができるものである。
- 4 第4項の届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行うことになる。
- 5 「届出に係る規則で定める事項」は、規則第7条第1項で条例第5条第1項、第2項の規定を準用している。
- 6 添付書類として提出された再生資源利用促進計画等と記載が重複すると認められる事項については、処理計画補完書の記載を不要としている。これらの取り扱いについては、条例第4条第3項関係の【解釈及び運用】を参照のこと。

条例第6条（処理計画に係る勧告）関係

(処理計画に係る勧告)

第6条 知事は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第3項の届出があった場合において、当該届出の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

[趣旨]

1 処理計画書の提出は、土砂の発生段階で土砂を適正に処理させようとするものであるが、届出された処理計画では土砂を適正に処理できないことが判明した場合にもなお、何らの措置も行わない場合には、この制度を設けた趣旨に反するだけでなく、制度の存在意義が無くなるおそれがある。

そこで、この条例では、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）等と同様に、処理計画の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めるときは、届出者に対して勧告でることとした。

2 本条の勧告制度の実効性を担保するため、勧告に従わなかった者に対しては条例第27条に基づき氏名等を公表することとした。

[解釈及び運用]

1 処理計画書（第1号様式）、処理計画変更届（第3号様式）、処理計画補完書（第4号様式）を收受した後、その内容が、土砂を適正に処理するうえで適當でないと認めた場合は、先ず、処理計画の変更について指導を行うものとし、その指導に従わない場合に、土木事務所長又は治水事務所長が本条に基づく勧告を行うものである。なお、勧告に従わなかった場合には、条例第27条により氏名やその事実の公表を行うことができる旨相手方に伝えるものとする。

2 勧告の対象となる者は、処理計画書等の提出をした元請負人又はストックヤードの埋立行為者であり、建設工事の発注者は対象とならない。なお、元請負人の意味は、条例第2条第2号に規定されている。

3 「適正に処理するうえで適當でないと認める」とは、処理計画書等に記載された搬出先が土砂を適正に処理するうえで適當でない場所ということであり、これらの場所を例示すると次のような場所などである。

(1) 処理計画書に記載された搬出先が、法令の許可又は認可等を受ける必

要があるにもかかわらず、当該許認可等を受けていない場所

(2) 法令の許可や認可等を受けている場所であっても、許可条件に違反する等の理由により所管部局が指導等を行っている場所

(3) 各法令の許可が不要の場所であっても、県や市町村などが埋立てについて指導等を行っている場所

4 「必要な措置を講ずる」とは、搬出先の変更や元請負人が搬出先を設置している場合であって、当該搬出先が法令に抵触する様な場合には、必要な許可を取得した後に搬出するなどを求めることである。

処理計画書や変更届は土砂の搬出前に提出されるものであるが、処理計画補完書については、既に搬出した土砂も含まれるため、今後行う土砂の搬出先のみならず、既に搬出された土砂についても、その搬出先が土砂を処理するうえで適正でないと認められる場合には、適正な処理ができる場所へ再搬出するよう求める等指導・勧告を行うこととする。

- 5 勧告に従い処理計画を変更する場合には、処理計画変更届（第3号様式）、また、土砂の搬出を中止した場合には、処理結果（廃止）報告書（第5号様式）を提出させるものとする。

条例第7条（処理結果の報告）関係

(処理結果の報告)

第7条 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の届出をした者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂の搬出を廃止したときも、同様とする。

規則第8条

(処理結果等報告書)

第8条 条例第7条の規定による届出は、処理結果（廃止）報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 再生資源利用促進計画を作成した者又はストックヤード運営事業者が条例第7条の規定により届出を行おうとする場合は、処理結果（廃止）報告書に再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録を添付することができる。この場合においては、次に掲げる事項のうち当該再生資源利用促進計画又は搬出先適正確認記録に記載された事項と重複すると認められる事項については、処理結果（廃止）報告書への記載を省略することができる。

- (1) 建設工事の名称
- (2) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
- (3) 搬出した土砂の数量
- (4) 土砂を搬出した期間
- (5) 搬出先に係る事項

一部改正〔令和7年規則14号〕

【趣旨】

1 本条は、処理計画を提出した者が当該届出の土砂の搬出を完了あるいは廃止したときは、行政としてもその事実を把握しておく必要があるため、その旨を届け出てももらうこととしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「搬出の完了」とは、建設工事の区域や土砂埋立区域の土砂を処理計画書に記載した搬出先に全て搬出した場合をいう。
- 2 土砂の搬出を取りやめたとき又は処理計画の内容を途中で変更し、この条例の届出を要しなくなった場合、例えば、搬出する土量が500立方メートル未満になった場合などは、第5条の処理計画の「変更」ではなく、本条の「廃止」に該当する。この場合は、その旨を処理結果（廃止）報告書（第5号様式）の「その他参考となる事項」の欄に記載させるものとする。
- 3 「処理結果の報告」は、提出された処理計画ごとに行う。条例第4条第2項による届出は、翌月の処理計画の提出の日が前月の20日までとなっているので、結果的に前月の結果報告と翌月の処理計画を同時に行うことになる。
- 4 土砂の搬出を廃止又は完了した日を1日目として、20日以内に処理結果（廃止）報告書

(第5号様式)を当該届出に係る処理計画を提出した土木事務所長又は治水事務所長に届け出なければならない。

- 5 添付書類として提出された再生資源利用促進計画等に記載された事項と重複すると認められる事項については、処理結果(廃止)報告書の記載を省略することができるとしている。これらの取り扱いについては、条例第4条第3項関係の【解釈及び運用】を参照のこと。

条例第8条（報告の徴収）関係

(報告の徴収)

第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成16年条例30号・平成24年条例42号・令和6年条例79号〕

【趣旨】

- 1 条例を適正に執行するためには、事実の確認や情報等の収集を行い、行為の内容を十分に把握しておく必要があることから、元請負人やストックヤードの埋立行為者に対して報告や資料の提出を求めることができることとしたものである。
- 2 報告等の徴収義務は、義務付けられる側からみれば権利や自由の制限になることから、その根拠を示すため本条を規定したものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条に基づく資料や報告の要求は、第4条の処理計画書等の提出者だけではなく、条例違反をしている者やその違反の疑いがある者に対してできる。
具体的には、土砂の搬出においては元請負人やストックヤードの埋立行為者に対しては土砂の搬出についての報告や資料の提出を求めることが可能だが、発注者や建設工事の下請人等に対してはできない。
なお、建設工事の下請人やトラックの運転手に対しては、報告や資料の提出を求めることはできないが、次条の規定により立入調査時に質問を行うことはできる。
- 2 報告や資料の提出を求めることができる範囲は、「この条例の施行に必要な限度」に限られる。例えば、建設工事の規模等からみて処理計画書の提出が必要であるにもかかわらず未提出の場合、元請負人に対して未提出の理由の報告や設計書に基づく土量計算書等の提出を求めるることは、この条例の施行に必要な範囲である。
- 3 元請負人やストックヤードの埋立行為者に対して報告や資料の提出を求めたが、未提出の場合や不十分な場合には、次条に基づく立入検査を行い事実関係を調査する。

条例第9条（立入検査）関係

（立入検査）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

一部改正〔令和6年条例第79号〕

規則第9条

（身分証明書）

第9条 条例第9条第2項に規定する身分を示す証明書は、第6号様式とする。

一部改正〔令和7年規則14号〕

【趣旨】

1 本条は、前条と同様に条例を適正に執行するために立入検査ができる根拠を規定したものである。

2 立入検査については、他人の土地や事務所等に立ち入るものであることから、財産権やプライバシー等の権利等を侵害しないよう、権限の行使に当たっては前条以上に特に慎重な配慮が求められる。

土地への立ち入り等については、県職員であれば誰でもできるというものではなく、条例上の権限を有する職員だけがその対象となる事項について権限を行使できる。このため、他人の土地へ立ち入り、調査等を行う者が、条例上の権限があることを明確にするため、第2項で職員の身分証明書の携帯に関する規定を設けたものである。

3 第3項の規定は、立入検査の権限が「行政監督上のものであって、憲法第35条に規定する犯罪捜査のためのものではないことを確認」（『法規事務の手引』）し、権限の限界をはつきりさせるためのものであり、通常付されているものである。

【解釈及び運用】

1 前条では報告の徴収が元請負人やストックヤードの埋立行為者に限定されているのに対し、立入検査ではこれらの者に加え関係人にも質問ができることとしている。

この場合の「関係人」とは、立入検査を受ける者だけではなく、その代理人、使用人や従業者、トラックの運転手等、建設工事の現場や土砂埋立区域において土砂の適正処理を推進する上で関係がある者を指すものである。

2 「当該職員」とは、「地方公共団体の職員で地方公共団体の機関から職制上又は特別の委任により一定の行政上の権限を与えられたものを指称する」（学陽書房『法令用語小辞典』）ものである。具体的には、この条例の事務を担当している者を指すものである。

- 3 立入検査は、土砂の適正処理の推進に関する指導監督を行うことを目的とする場合に行うことができるものと考えられるが、立入検査の実施に当たっては、趣旨でも述べたように慎重な配慮が求められる。
- 4 立入検査の実施に当たっては、土地の所有者や埋立行為者に対して通知を行わなくてもできるが、これらの者や土砂埋立行為の工事を施工している者やトラックの運転手等との無用のトラブルを避けるためにも、違反の事実を確認するための測量等を行う場合には、土地の所有者や埋立行為者等に対して実施日等を通知しておくことが望ましい。
- 5 「帳簿、書類その他の物件」については、条例の施行に必要であるため検査できるが、これらの押収は、条例の施行に必要な限度を超えると考えられるためできない。これらの書類等が条例の施行上必要な場合は、前条の規定に基づき資料として提出を求めることになる。
- 6 「この条例の施行に必要」な場合とは、次のような場合等が考えられる。
 - (1) 条例第4条や第5条等に違反して処理計画書等を提出していないおそれがあるとき
 - (2) 条例第4条の処理計画書や第5条の変更届等の内容が虚偽であるおそれがあるとき
- 7 上記の措置は、この条例の施行に必要な「限度において」実施すべきものであるため、前条の報告等により事実の確認ができない場合に限って行使すべきものではない。
- 8 前条と同様に、立入検査ができる範囲は、「この条例の施行に必要な限度」に限られ、明らかにこの条例の届出を必要としない場合には、立入検査を行うことはできない。
- 9 身分証明書については、趣旨でも述べたように条例上の権限を有する職員を証するものであることから、立入調査等を行う場合は必ず携帯し、土地の所有者、埋立行為者、当該地において工事を施工している者（元請負人や下請人等）、警備員等の関係者に対し身分を明らかにした後、調査等を実施するものとする。

条例第10条（公表）関係

(公表)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、第6条の勧告に従わなかった者の氏名その他
の規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめその者に意見を述べる
機会を与えるなければならない。

一部改正〔平成24年条例第42号・令和6年条例79号〕

規則第10条

(公表)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第6条の勧告に従わなかった者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並
びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 勧告の内容

(3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第10条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行
うものとする。

一部改正〔平成24年規則92号・令和5年規則14号・令和7年規則第14号〕

【趣旨】

- 1 本条は、勧告制度の実効性を確保するとともに、地域住民や建設工事の発注者等に情報を
提供して不適切な搬出先への土砂の搬出を防止し、土砂の適正処理を推進させるために規定
を設けたものである。
- 2 氏名等の公表については、神奈川県行政手続条例第30条では、「目的が県民への情報提
供や行政指導の実効性の確保である場合は、本条の不利益処分に当たらない」（『神奈川県
行政手続条例の運用の手引き』）としつつ、透明な行政手続の確保の点から「事実の公表は、
経済的損失等、相手方に与える影響が非常に大きい場合もあるため、その手続を厳格にし、
個別の条例で定めた場合に限って認める」（『神奈川県行政手続条例の運用の手引き』）と
しており、各条例で根拠規定をおくことを求めていることから、本条の規定を設けたもので
ある。
- 3 本条の勧告に従わなかった者の公表は、罰則規定に代わる措置としておいたものであ
り、勧告の実効性を確保するとともに、地域住民や建設工事の発注者や等に必要な情報を提
供するために定めたものである。
- 4 「6条の勧告に従わなかった者」の公表は、行政手続条例上の不利益処分に当たらない。
しかし、事実の公表は、経済的損失等相手方に与える影響が非常に大きい場合もあるため、
行政手続の透明性の確保の観点から、意見聴取の機会を付与することとする。
- 5 公表の方法は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

【解釈及び運用】

- 1 「必要があると認めるとき」とは、公表を行う目的から土砂を適正に処理させるために

必要であるか、地域住民や建設工事の発注者等に情報を提供し、不適切な搬出先への土砂の搬出を防止する必要がある場合をいう。

- 2 公表の方法については、規則第10条第2項に規定されている。これらの方法は、いずれも例示であり、これらのすべてを行わなければならないわけではないが、少なくともホームページへの掲載は必ず行うほか、それ以外の適当な方法、例えば、現地掲示板の設置や新聞等のマスコミに対する記者発表資料の提供等を行うことが望ましい。
- 3 ホームページによる公表は、不適正な土砂の搬出場所の情報を、広く迅速に県民に提供することができる。また、広域にわたり土砂を搬出・搬入する事業者に情報を提供することにより、不適正な事業者との取引を抑制することで、違法な盛土行為の抑制につながる。

条例第11条（市町村との連携）関係

(市町村との連携)

第11条 県は、土砂の適正処理を推進するため、市町村と連携して必要な施策を実施するとともに、市町村が地域の実情に応じて実施する施策に対し、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

追加〔平成24年条例42号〕

【趣旨】

- 1 県は、土砂の適正処理を推進し、市町村と連携して必要な施策を効果的に実施するとともに、市町村が講じる施策についても、技術的な助言及び情報提供その他の支援を行う必要があるため、市町村との連携を図り、土砂の適正処理を推進するための施策の実施や県が市町村に対し技術的な助言や情報の提供、その他の支援等を行うこととする。
- 2 具体的には、土砂の搬出時（処理計画書届出時）における指導による違反の拡大防止や、違反案件のは正協力、担当者会議や地域毎の連絡会議開催による違反地や違反業者の情報共有等を想定している。

条例第12条（市町村条例との関係）関係

(市町村条例との関係)

第12条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的・社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、前条及びこの条の規定を除き、この条例の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

一部改正〔令和6年条例第79号〕

【趣旨】

1 この条例は、土砂の発生段階において土砂を適正に処理するために必要な事項を定めているが、市町村がその地域事情により、この条例とは別に独自の条例を制定し土砂の適正処理を進めることは、地方自治を尊重する観点からも望ましいことである。

この条例を制定した平成11年3月当時、すでに県内の18市町で土砂等による土地への埋立て、盛土等を許可制（1町は協議制）とする条例を制定しており、県条例と市町村条例の関係について整理を行う必要があったことから本条の規定を設けたものである。

2 土砂の適正処理を行わせる方法については、この条例による規制以外にも様々な方法があることから、市町村がその地域事情にあわせて土砂の適正処理を推進させる方法を採用することは認められるべきである。このため、この条例が定めていない事項について市町村が条例を制定することを妨げないこととし、市町村がそれぞれの地域事情にあわせた条例を制定し規制することができることを明らかにしたものである。

3 この条例が規定している事項について、市町村が地域の事情に応じて独自の手法や基準等による条例を制定した場合、土砂の適正処理の推進というこの条例の目的が担保されるならば、県条例と市町村条例で二重の規制を行う必要はない。このため、市町村がその条例に基づいて土砂の適正処理を推進させる場合には、市町村の取り組みを支援するため、土砂の適正な処理を推進する上で支障がないときに限り県条例の適用を除外することとした。

【解釈及び運用】

1 「この条例で定める事項以外の事項」とは、県条例で定めていない事項、例えば、500立方メートル未満の土砂の搬出行為等について市町村条例で規制することは認められるが、市町村条例の目的が県条例と同じ場合、県条例で定めている事項について市町村条例で規制を行うことはできない。県条例が届出の対象としている搬出行為を市町村条例の対象としたい場合や土砂の搬出を許可制としたい場合には、第2項により県条例の適用を除外することが必要である。

なお、条例の目的が異なる場合、例えば、千葉県条例のように、土砂等による土壤の汚染を防止することを目的とする場合や松田町条例のように町づくりを推進する上で市町村長との協議を義務付けているような場合は、第2項の手続を行うことなく500立方メートル以上の土砂の搬出行為について規制することは可能である。

2 第2項によりこの条例を適用しないこととするためには、市町村条例が「土砂の適正な処理を推進するために制定」されたものであることが必要である。

また、市町村条例の内容が「この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるもの」であることが必要である。

「この条例の趣旨に則したものである」か否かについては、この条例と市町村条例のそれぞれの該当規定が目的を同じにしていることが必要である。即ち、市町村条例が少なくとも災害発生の防止を目的とし、許可制を採用していることが必要である。

「この条例と同等以上の効果が期待できるもの」か否かについては、それぞれの条例の規制等の対象、手段、基準等を総合的に比較して判断することとする。

これらの要件の認定に当たっては、県条例と市町村条例の個々の規定にこだわるものではなく、市町村自治の尊重の趣旨から市町村条例が実質的に要件を満たしているかどうかを検討して総合的に判断すべきものである。

3 この条例の適用をしないこととする手続は、知事が認定する市町村条例を神奈川県公報に公示することにより行う。なお、この認定については、知事の独自の判断ができるものであるが、それぞれの市町村の考え方も異なることから、認定に当たっては市町村長と協議を行うこととしている。

条例第13条（委任）関係

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例に定めている各事項の細目や手続等について、規則で定める根拠を示したものである。施行規則では、この規定を受けて土木事務所長又は治水事務所長への事務の委任（規則第1条）や提出部数（規則第11条）の規定をおいている。

規則第1条

(事務の委任)

第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（建設工事の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあっては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長）に委任する。

- (1) 条例第4条第1項及び第2項の規定により、処理計画の届出を受理すること。
- (2) 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、処理計画の変更の届出を受理すること。
- (3) 条例第5条第3項の規定により、土砂の搬出に係る届出を受理すること。
- (4) 条例第6条の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- (5) 条例第7条の規定により、土砂の搬出の完了及び廃止の届出を受理すること。

一部改正〔平成16年規則48号・平成24年規則92号・令和7年規則14号〕

【趣旨】

1 この条例に基づく事務のうち、届出の収受については、

- (1) 処理計画書の提出義務があるか否かについては、開発許可や建築確認等、土砂の掘削を伴う工事の許認可の相談や申請の時点で判明することが多いこと
- (2) 許認可事務を取り扱っている市町村や土木事務所内の連携が容易なこと
- (3) 現地調査が容易で、元請負人やストックヤードの埋立行為者に対するきめ細かい指導が行いやすいこと
- (4) 処理計画に関する勧告が迅速に行えること
- (5) 申請者にとっても現場に近く便利であること
- (6) 違反現場に近い方が情報収集や市町村との連携等が図りやすく、違反に迅速に対応できること

等の理由から、建設工事や土砂埋立区域を管轄する土木事務所長又は治水事務所長に委任した。

2 規則第1条で委任していない事務、例えば、公共的団体の承認、公表、等については、知事が行うものである。

【解釈及び運用】

- 1 土木事務所長又は治水事務所長に委任する事務は次のとおりである。
(処理計画関係)
 - ・処理計画の届出の受理（条例第4条第1項、第2項）
 - ・処理計画変更の届出の受理（条例第5条第1項、第2項、第4項）
 - ・処理計画補完書の届出の受理（条例第5条第3項）
 - ・処理計画の変更勧告（条例第6条）
 - ・処理結果（廃止）等報告書の届出の受理（第7条）
- 2 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する工事の認定（規則第4条第1項第2号）については、本来認定が行われなければ処理計画書の提出が必要であり、処理計画書の届出を不要とするために行うものであることから、土木事務所長又は治水事務所長が認定することとしている。（第4条第1項関係の【解釈及び運用】12参照）
- 3 知事が取り扱う事務は、次のとおりである。
 - ・公共的団体の承認（規則第5条第1項第17号）
 - ・公表措置（条例第10条）
 - ・市町村条例の認定及び適用しない章の指定（条例第12条第2項）
- 4 条例第8条（報告書の徴収）及び第9条（立入検査）は、土木事務所長又は治水事務所長への委任事項としていない。これは、知事が公表措置等を実施する場合に報告の徴収や立入検査を自ら行うことを想定しているためであり、土木事務所長又は治水事務所長の権限行使を妨げるものではない。
なお、土木事務所長又は治水事務所長がこれらの権限を行使する場合は、事務決裁規程第12条に規定する所長の専決事項別表第3「14 報告の徴収、立入検査等」として処理することとなる。

規則第11条

（届出書等の提出部数等）

第11条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の図書の部数は、正本1通及びその写し1通とする。

【趣旨】

- 1 条例の届け出に係る書類や図書は、正本1部とその写し1部の計2部提出させるとした。正本の写しについては、後日又は收受後に申請者等へ返却することになる。

【解釈及び運用】

届出については、收受印の押印後届出者に返却する。

条例第14条～第16条（罰則）関係

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第8条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第9条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第15条 第5条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第7条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔平成24年条例42号・令和6年条例79号〕

[趣旨]

- 1 この条例の実効性を担保するため、各条の規定に違反した者に対して罰則を科すことを規定したものである。
- 2 法定刑については、処理の実態が酷似している廃棄物を規制している廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）や住居系地域での悪臭、騒音等を規制している神奈川県生活環境の保全等に関する条例を参考とした。
- 3 条例第14条及び第15条の規定では、違反者たる自然人だけを対象に罰則を科すこととしているが、これだけではその違反によって利益を受けた法人に対して何らの制裁も加えることができず、社会的にも不公正であり、この条例を制定した趣旨を著しく損ねてしまう。そのため、この条例では、違反者だけではなく違反者と一定の関係にある法人等に対しても罰則を科す両罰規定を条例第16条で規定することとした。

[解釈及び運用]

各条ごとに罰則を整理すると次のとおりである。

(1) 第14条関係（50万円以下の罰金）

- ① 処理計画の未届出、虚偽の届出（第4条第1項、第2項）
 - ② 処理計画補完書の未届出、虚偽の届出（第5条第3項）
 - ③ 虚偽の報告（第8条）
 - ④ 立入検査の拒否、妨害、忌避、虚偽答弁（第9条第1項）
- 処理計画書の未提出に対しては罰則があるが、処理計画書を提出した場合には、虚偽の届出を除き、条例第6条の勧告及び第27条の公表措置があるだけで、罰則はない。

(2) 第15条関係（30万円以下の罰金）

- ① 処理計画変更届の未届出、虚偽の届出（第5条第1項、第4項）
- ② 処理結果報告の未報告、虚偽（第7条）

附 則

条例附則第1項

(施行期日)

- この条例は、平成11年10月1日から施行する。

規則附則第1項

(施行期日)

- この規則は、平成11年10月1日から施行する。

【趣旨】

- この条例は、県民等に対して新たな義務を課すことから、県民等への周知を行う期間等を考慮して平成11年10月1日から施行することとした。

条例附則第2項

(経過措置)

- 第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日から1月を経過する日以後に行う土砂の搬出から適用する。

【趣旨】

- 処理計画書は、「土砂の搬出を開始する日から起算して20日前まで」（条例第4条第1項）及び「処理計画に係る月の前月の20日まで」に提出することを新たに義務付けたため、条例の施行日から1月間の猶予期間を設けたものである。

【解釈及び運用】

- 処理計画書の提出が必要となるか否かは、平成11年11月1日以降に搬出する土砂の量で判断する。例えば、工事全体の土砂の搬出量が5,000m³あっても10月中にほとんどの土砂の搬出が終了し、11月1日以降の土砂の搬出が500m³未満の場合は、経過措置により処理計画書の提出は不要である。
- また、工事全体の土砂の搬出量が5,000m³の場合であっても、本項の規定により処理計画書には11月1日以降に搬出する土砂の量を記載することになる。

条例附則第3項

- この条例の施行の際に法令等の許可等で規則で定めるものを受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立行為については、この条例第3章（第8条を除く。）の規定は適用しない。

規則附則第2項

(経過措置に係る法令等の許可等)

- 2 条例附則第3項に規定する規則で定めるものは、別表第1及び次に掲げるものとする。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2又は第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
 - (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第3項若しくは第15条第3項の規定に基づく認可又は同法第17条第3項若しくは第18条第3項の規定に基づく許可
 - (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第8条第1項の規定に基づく許可
 - (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第4項の規定に基づく許可
 - (5) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定に基づく許可
 - (7) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第6号）第7条第3項の規定に基づく認可又は同条例第12条第1項の規定に基づく許可
 - (8) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第5号）第2条第1項の規定に基づく許可
 - (9) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第14条の規定に基づく許可
 - (10) 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年平塚市条例第10号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (11) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成6年小田原市条例第27号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (12) 相模原市盛土等の規制に関する条例（平成9年相模原市条例第25号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (13) 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (14) 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年伊勢原市条例第24号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (15) 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年海老名市条例第19号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (16) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成3年座間市条例第1号）第5条の規定に基づく許可
 - (17) 南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年南足柄市条例第21号）第6条第1項の規定に基づく許可
 - (18) 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年葉山町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
 - (19) 大磯町土地埋立て等規制条例（平成9年大磯町条例第1号）第5条第1項の規定に基づく許可

- (20) 中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年中井町条例第3号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (21) 松田町まちづくり条例（平成8年松田町条例第11号）第3条第1項の規定に基づく協議
- (22) 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成4年山北町条例第20号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (23) 愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年愛川町条例第14号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (24) 城山町総合環境保全条例（平成3年城山町条例第32号）第22条の規定に基づく許可
- (25) 津久井町住環境整備条例（平成2年津久井町条例第14号）第20条第1項の規定に基づく許可
- (26) 相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例（平成7年相模湖町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (27) 藤野町土砂等による土地の埋立て、盛土の規制に関する条例（平成3年藤野町条例第21号）第5条の規定に基づく許可

【趣旨】

- 1 すでに他法令の許可を得ている者に対して遡って条例を適用させることは、これらの者の権利を制限し既得の権益を侵害することになること、また許可等の取り直しによる混乱や不経済を回避することから、条例の施行日前に土砂埋立行為を行うことについて、他法令による許可を受けている者については、この条例を適用しないこととした。
- 2 法令に基づく許可等の申請を行っただけで許可等が得られるかどうか不明の場合については既得の権益があるとはいえないこと、また、許可等に際して土砂埋立行為の構造についての審査を法令上必要としていない農地法等や届出行為については土砂埋立行為の安全性について確認が行われていないことから、適用除外とはしなかった。

【解釈及び運用】

- 1 土砂埋立行為を行うことについての許可に関する法令としては、条例第9条第1項第8号の届出をして適用除外となる別表第1の法令のほか、条例では適用除外としている森林法、自然保護関係法令及び市町村条例の許可であり、届出は含まない。
- 2 これらの法令については、実際に土砂埋立行為に着手していないても許可を受けていれば適用除外となるものである。
- 3 農地法の転用許可や森林法の伐採届等、適用除外としている法令の許可等については附則第4項により、条例施行の際、現に土砂埋立行為を行っている場合は、平成11年中はこの条例の許可を受けずに土砂埋立行為を行うことができる。

条例附則第4項

- 4 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条第1項の規定は適用しない。その者がその

期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

【趣旨】

- この条例では土砂埋立行為を許可制としているため、これまで許可を受ける必要がなかった土砂埋立行為は条例の施行日と同時に違法状態となるが、これらの土砂埋立行為を处罚の対象とすることは、既存の土砂埋立行為を行っている者の権利を妨げることになる。そこで、この条例では3月間の期間に限って既に行っている土砂埋立行為については、許可不要とすることとした。

また、この期間内に許可申請を行った場合、条例の施行日から3月間を経過しているからといって許可があるまで土砂埋立行為を中断させることは、同様に権利を妨げこととなるため、許可、不許可の処分があるまでは、土砂埋立行為を継続できることとした。

- 本項が適用されるのは、条例の施行日に現に土砂埋立行為を行っている者であり、条例の施行日以降新たに土砂埋立行為に着手しようとする場合には、条例第9条第1項の許可が必要となる。

【解釈及び運用】

- 条例第9条第1項の許可を不要としている期間は3月間である。従って、平成11年12月31日まではこの条例の許可を受けずに土砂埋立行為ができるが、平成12年1月1日以降も土砂埋立行為を継続する場合には、当然に条例第9条第1項の許可を受けなければならぬ。
- 平成11年12月31日に2,000m²以上の土砂埋立行為が終了する場合であっても、着手が平成11年10月1日以降であれば、条例第9条第1項の許可が必要となる。
- 平成12年1月1日以降土砂埋立行為を継続して行う場合であっても、平成11年10月1日以降の土砂埋立行為の面積が2,000m²未満である場合には、本則に戻って適用除外（条例第9条第1項第1号）となる。

規則附則第3項

（公共的団体の経過措置）

- 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第5条の規定による公団の成立の時までの間は、第5条第1項第15号中「都市基盤整備公団」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

【趣旨】

- 規則の公布時点で「住宅・都市整備公団法」（昭和56年法律第48号）が廃止され、「都市基盤整備公団法」（平成11年法律第76号）が制定されていたが、都市基盤整備公団の成立は同法により登記の時点とされていたため、経過措置として住宅・都市整備公団の名称を使用できることとした。なお、都市整備基盤公団は、平成11年10月1日に成立している。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（平成24年神奈川県条例第42号）

附則第1項から第9項

（施行期日）

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 3 新条例第11条第6項の規定は、施行日以後に新条例第11条第1項の変更の許可の申請（施行日以後に申請された新条例第9条第1項の許可に係るものに限る。）をする者について適用する。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の許可を受けている者及び施行日前に同項の許可の申請をし、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の手続及び許可の基準については、新条例第9条第2項及び第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る新条例第11条第1項の変更の許可の基準については、新条例第11条第5項において準用する新条例第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 新条例第14条、第16条、第18条第1項、第26条の2及び第26条の3の規定は、施行日以後に申請された新条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る土砂埋立行為については、なお従前の例による。
- 7 施行日前に申請された旧条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる新条例第17条の規定による報告に係る同条の規定の適用については、同条中「3月間」とあるのは「6月間」と、「3月を」とあるのは「6月を」とする。
- 8 新条例第27条第1項第3号の規定は、施行日以後に新条例第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令を受けた者について適用する。
- 9 施行日以後に新条例第9条第1項の許可の申請をしようとする者が施行日前に新条例第8条の2第1項の規定の例により説明会を開催し、又は同条第2項後段の規定の例により周知を行ったときは、新条例第8条の2第1項の説明会を開催し、又は同条第2項後段の規定による周知を行ったものとみなす。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年神奈川県規則第92号）附則第1項から第5項

（施行期日）

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可を受けている者及びこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に同項の許可の申請をし、この規則の施行の際許可又は不許可の処分を受けていない者に係る許可の手続及び許可の基準については、改正後の第12条第3号から第5号まで、別表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の手續及び許可の基準については、改正後の第15条第1項及び第3項、別表第3、別表第7及び別表第8並びに第7号様式の2にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に申請された条例第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為について施行日以後最初に行われる条例第17条の規定による報告については、改正後の第19条第2項及び第13号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

【趣旨】

- 1 平成24年10月1日から新条例及び改正規則を施行するが、平成24年9月30日までに条例第9条第1項の土砂埋立行為の当初許可申請をした者については、当初許可申請時の基準内容がその許可に係る工事期間中は存続するであろうという申請者の想定も配慮し、その土砂埋立行為が完了するまでの間（変更許可申請を含む。）は、基本的に従前の例によることとする。
- 2 新条例第17条の定期報告については、施行日前に当初許可の申請をしていた者は、施行日以後の最初の報告までは施行日前最後の報告日から6か月後に報告を行うが、その次の報告からは新条例を適用し、3か月ごとに報告を行う。報告書の様式及び添付図書についても施行日前最後の報告日から6か月後の報告は改正前の規則第19条、その次の報告からは改正後の規則第19条を適用する（条例附則第7項及び規則附則第4項）。これは、3か月ごとの報告が事業者に対してそれほど負担にならないこと、許可基準に比較すれば軽微な事項であり早々に適用させることができることが望ましいからである。
- 3 新条例第27条第1項第3号に該当する命令を受けた者については、施行日以後に命令を受けた者を公表対象とする（条例附則第8項）。
- 4 平成24年10月1日の施行日以後に許可申請をしようとする者が、施行日以前に新条例・改正規則に定められた方法に則って説明会等を実施した場合には、当該説明会等を新条例・改正規則に規定する説明会等とみなして、許可に係る手続を行うことができることとする（条例附則第9項）。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年神奈川県規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年神奈川県規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第1項第2号の改正規定を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年神奈川県規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年神奈川県規則第38号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第7号様式の4の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の2第1項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の許可の申請をする者について適用する。
- 3 施行日前に条例第9条第1項の許可の申請をし、同項の許可を受けた者に係る条例第11条第1項の変更の許可の申請については、改正後の第8条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

[趣旨]

- 1 この規則は、申請する者等への周知を行う期間等を考慮して、令和4年7月1日から施行することとした。
- 2 施行日より前（令和4年6月30日以前）に条例第9条第1項の許可を受けた者が、条例第11条第1項の変更許可申請を行う場合の説明の対象者は、従前の例（土砂埋立区域の境界線からの水平距離が50メートル以内の土地若しくは建物の所有者又は当該建物に居住する者）によることとした（附則第3項）。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年神奈川県規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年神奈川県規則第43号）

この規則は、令和5年5月26日から施行する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第79号）

附則第1項から第8項

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けて行われている土砂埋立行為及び当該土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）に係る旧条例第3章（旧条例第13条第3項及び第18条第2項を除く。）及び第5章の規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした旧条例第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものを除く。）及び旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第25条第1項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第26条の2から第27条までの規定の適用については、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 施行日前にした旧条例第13条第3項及び第18条第2項の規定による命令、旧条例第25条第1項の規定による命令（旧条例第9条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為が行われた場合にするものに限る。）並びに旧条例第26条の3第2項の規定による命令（旧条例第13条第3項又は第18条第2項の規定による命令に係るものに限る。）に係る旧条例第23条、第24条及び第27条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第20条第1項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止

する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）に係る同条から旧条例第24条までの規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 附則第2項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立行為等又は命令に係る土砂埋立区域又は土砂搬入禁止区域（以下「土砂埋立区域等」という。）の全部又は一部を含む土地の区域において宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の許可がされたときは、当該許可がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該許可に係る土地の区域については、附則第2項から前項までの規定は、適用しない。
- 7 附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における土砂埋立区域等の全部又は一部を含む土地の区域において法第20条第2項から第4項まで、法第23条第1項若しくは第2項、法第39条第2項から第4項まで若しくは法第42条第1項若しくは第2項の規定による命令又は法第20条第5項（法第23条第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第39条第5項（法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定による災害防止措置がされたときは、当該命令又は災害防止措置がされた日以後、当該土砂埋立区域等のうち、当該命令又は災害防止措置に係る土地の区域については、附則第2項から第5項までの規定は、適用しない。
- 8 施行日前にした行為及び附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和7年神奈川県規則第14号）附則第1項から第3項

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 神奈川県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第7号）附則第2項から第5項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条例による改正前の神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号）の規定に基づく事務は、改正前の第1条の規定の例により土木事務所長又は治水事務所長に委任する。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

【趣旨】

- 1 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するという盛土規制法の趣旨を踏まえると、法と条例の二重規制を避けるため、経過措置は設けないのが原則となる。
ただし、条例による規制から盛土規制法による規制へと、規制レベルを下げずに、切れ目な

く制度移行を行うには、①改正条例の施行日（令和7年4月1日）において着手済の許可受け工事に引き続き条例の技術基準を適用する措置、並びに、②条例による防災措置命令等の対象となった土地について改めて盛土規制法にもとづく改善命令等の措置を執るまでに要する期間を考慮した措置が必要なため、次のとおり必要最小限の経過措置を設けたものである。

- 2 着手済の許可受け工事については、引き続き条例の技術的基準を適用するとともに、定期的な報告や完了届など条例が定める手続をとらせることとする。また、許可内容や許可条件と異なる施行が認められた場合には、従前どおり措置命令の対象とすることとした（第2項・第3項）。両項に定める経過措置期間を施行日から3年間（令和10年3月31日まで）としたのは、着手済み工事の大半が3年以内に完了することが見込まれること、かつ、二重規制の状態を最短化する必要があることを考慮したものである。

また、許可受け工事の区域を拡大する変更許可申請があった場合、変更内容が法の規制規模を超えるときは盛土規制法の許可が必要なことがある。この際、盛土規制法の許可を受けることとなつた区域については、二重規制を避ける趣旨から経過措置の対象から外される（第6項）。

なお、許可の取消し等を行つた場合の防災措置命令（改正前条例第13条第3項・第18条第2項）については、本条例ではなく盛土規制法の改善命令制度等により対応されることを想定し、経過措置の対象から除外している。

- 3 第2項の適用を受けるのは、改正条例の施行日（令和7年4月1日）において現に旧条例の許可を受けて土砂埋立行為等を行つてゐる者である。したがつて、施行日前に許可を受けていても、未着手の場合は本項の適用は受けない。この場合、既に条例にもとづく許可を受けた工事であつても、盛土規制法の規制対象となる工事内容であれば、着手前に改めて盛土規制法の許可を受ける必要がある。

- 4 第4項及び第5項は、施行日において既出の防災措置命令等並びに現に指定されている土砂搬入禁止区域について、盛土規制法にもとづく改善命令等の措置を執るまでの準備期間に限り、その効力を維持する経過措置を設けたものである。

両項に定める経過措置期間を施行日から1年間（令和8年3月31日まで）としたのは、二重規制の状態を最短化する観点から、行政処分に至るまでに通常要する期間を考慮したものである。

なお、第5項の適用を受けるのは、施行日に現に指定されている土砂搬入禁止区域のみであり、施行日以降、新たに土砂搬入禁止区域を指定することはできない。

- 5 本経過措置は、盛土規制法により措置できない事項について措置する趣旨で設けるものであることから、第4項及び第5項にもとづく経過措置についても、その対象区域について盛土規制法の許可を受けることとなった場合、あるいは同法の改善命令等の対象となった場合には、当該許可等がされた土地の区域を経過措置の対象から外すこととした（第6項・第7項）。

- 6 本条例改正により罰則の規定が改廃されたがために、本来処罰されるべき違反者が処罰を免れることは均衡を失し、元来罰則を設けた趣旨にも反する。このことから、施行日以前及び第2～第5項にもとづく経過措置期間中の違反行為が発覚した場合、改正前条例に定められた罰則が適用されることを第8項に明記した。